

結城市の空き家の現状について

①結城市の空き家率（住宅土地統計調査）

	平成25年度	平成30年度
全国	13.5%	13.6%
茨城県	14.6%	14.8%
結城市	11.0%	11.3%

※アパートやセカンドハウスなども含む

②結城市の空家等の把握棟数（1年以上使用していない建物）

令和2年1月末現在で291棟の空家等を把握

【地区別】

結城地区	165棟	絹川地区	16棟
上山川地区	22棟	山川地区	50棟
江川地区	38棟		

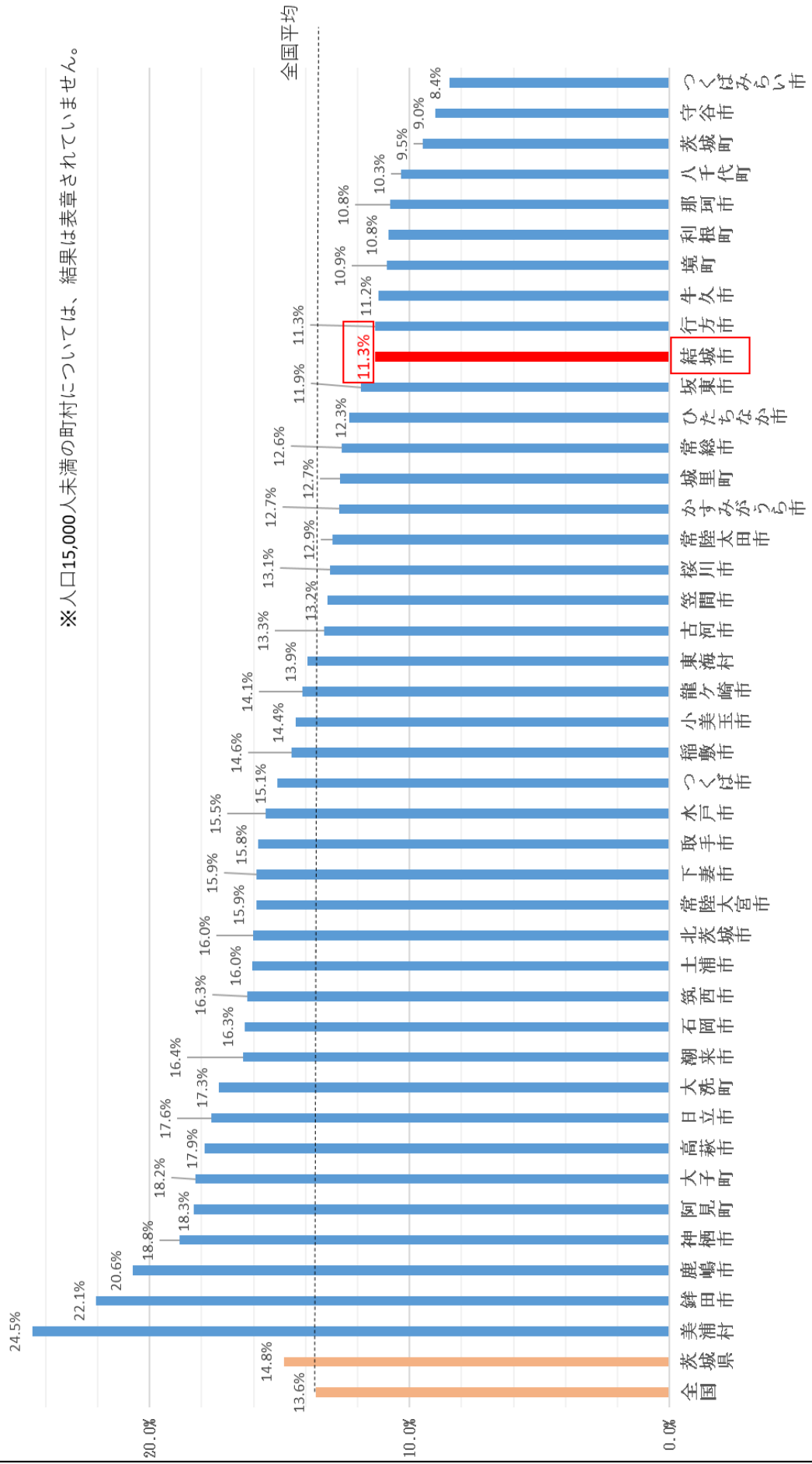
【把握方法】 地域住民からの情報提供，市調査

③今までの空家等に対する主な取り組み

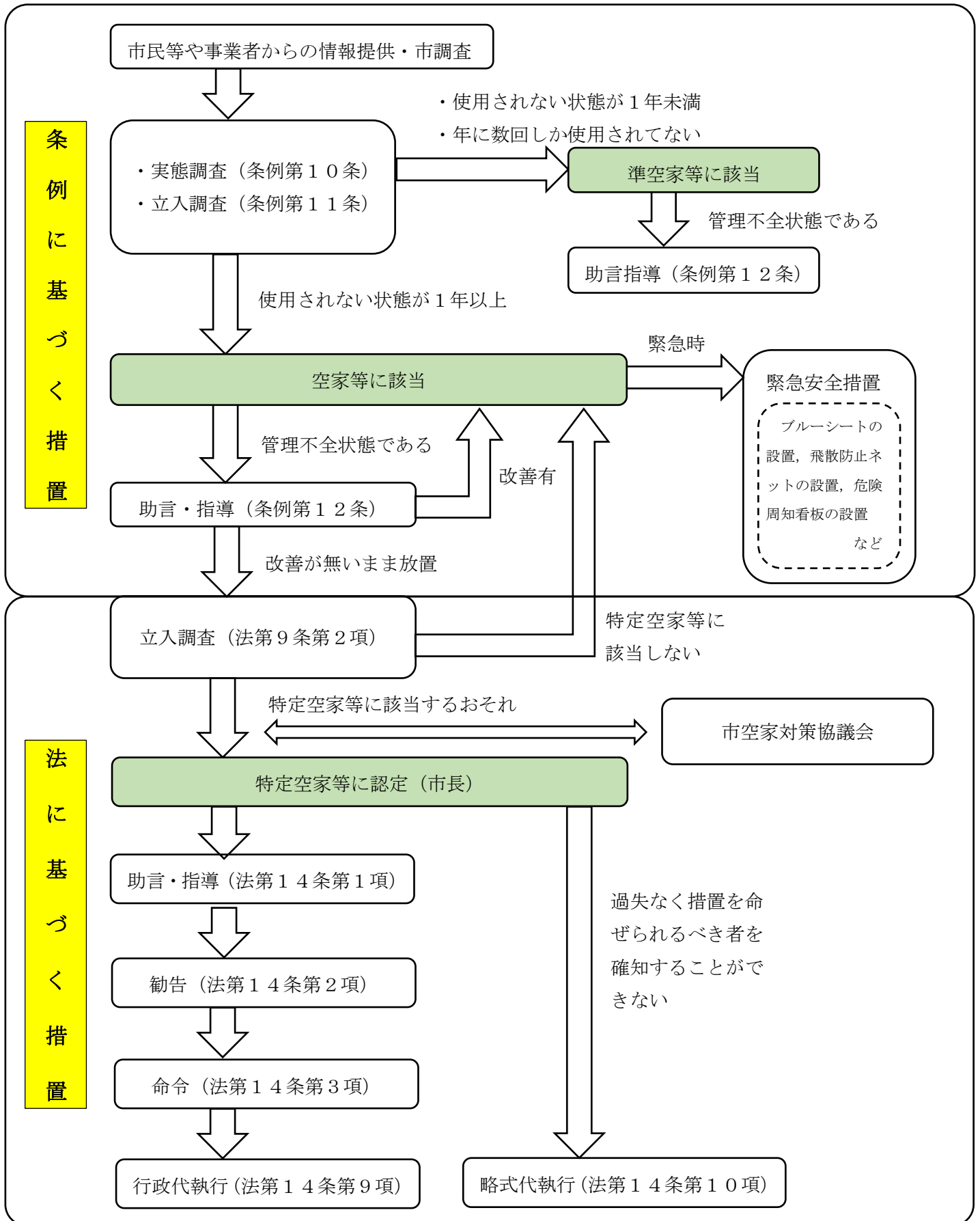
年度	主な取り組み
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 結城市消防団に対し空家等の調査を依頼 「結城市空き家等の適正管理に関する条例」の制定 ⇒ 管理状態の悪い空家等の所有者に対し助言指導
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定 空家等実態調査の実施（230棟の空き家を把握）
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> 空家等無料相談会の実施（5組）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 相続放棄された空家等について相続財産管理人選任の申立て 「結城市空き家等の適正管理に関する条例」の全部改正 ⇒法との整合化を図った条例に改正「結城市空家等対策推進条例」
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 広報結城5月号にて空家等対策に関するページ掲載

・空家解体状況 H27年度～令和元年度 67棟

茨城県の空き家率 (H30年度住宅土地統計調査)



結城市の空き家対応フロー



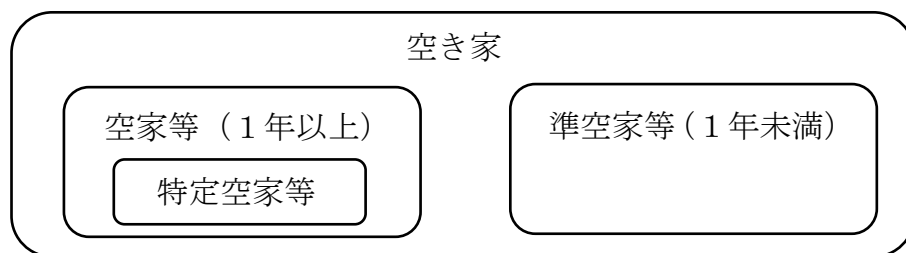
結城市空家等対策推進条例の概要

背景

空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか，空家等又は準空家等の発生の予防や活用をして，まちづくり活動の促進及び地域の良好な景観を保全することが必要。

定義

- 「準空家等」・・・使用されていない期間が1年経過していない建築物等と敷地
- ① 居住者又は使用者が死亡，転出又は施設に入所等により居住その他の使用がなされておらず，居住その他の使用をしなくなってから概ね1年を経過しない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）
 - ② 年に数回しか使用されていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）



施策の概要

準空家等に対する措置

- 管理不全状態である準空家等の所有者に対して助言指導が可能（12条）
管理状態が悪い準空家等に対し，助言指導をすることができる。
これにより，空家等問題の早期解決を図ることが可能となる。

緊急安全措置

- 危険な空家等に対して市が必要最低限の措置を行うことが可能（15条）
空家等が危険な状態で人命や身体に対する危害や財産に対する甚大な損害を及ぼすときは，市が一時的に危険を回避するための必要最低限の措置を行うことができる。

【措置の例】

ビニールシートでの養生，飛散防止ネットの設置，敷地内へ危険周知看板の設置，倒れるおそれのある樹木や落下のおそれがある看板をロープ等で補強する
などの軽易な行為